第三十一条を次のように改める。

（単体自己資本比率の計算方法）

第三十一条　国際統一基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額）
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二　単体Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Ｔｉｅｒ１資本の額（普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額＋その他Ｔｉｅｒ１資本の額（その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額））
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三　単体総自己資本比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Ｔｉｅｒ１資本の額＋Ｔｉｅｒ２資本の額（Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額））
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

第三十二条ただし書を次のように改める。

ただし、信用金庫連合会が特別目的会社等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。）を有する場合においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

第三十三条中「について」を「の区分に応じ」に、「場合には、第三十一条の算式」を「場合には、第三十一条各号の算式」に改め、ただし書を削り、同条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に、「おいて第三十一条の算式」を「おいて第三十一条各号の算式」に改める。

第三十四条から第三十七条までを次のように改める。

（普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第三十四条　第三十一条第一号の算式において、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二　評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

2　第三十一条第一号の算式において、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ　信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ　負債の時価評価（信用金庫連合会の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ト　前払年金費用の額

二　自己保有普通出資の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額

四　少数出資金融機関等の普通出資の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七　その他Ｔｉｅｒ１資本不足額

3　第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一　残余財産の分配について、信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二　残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四　発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。

十一　現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。